

結し、同項の規定により承認を受けた場合（令第三十八條の八第一項第三号の承認を受けて当該契約の内容を変更し、その契約書を金融庁長官に提出した場合を含む。）又は少額短期保険業者の業務の状況の変化その他の理由により令第三十八條の四第二号に定める額が変更された場合において、既に供託している供託金の額に契約金額（法第二百七十二條の五第三項に規定する契約金額をいう。以下この項において同じ。）及び保険金の額（法第二百七十二條の六第一項の保険金の額をいう。以下この項において同じ。）を加えた額が法第二百七十二條の五第一項及び第二項の規定により供託すべき額を超えることとなつたときは、金融庁長官（令第四十八條第三項に規定する金融庁長官の指定する少額短期保険業者以外の少額短期保険業者にあつては、当該少額短期保険業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）。以下この条から第十五条までにおいて同じ。）に対し、その超える額の全部又は一部の取戻しの承認の申請をすることができ、この場合において、供託者は、供託金の額に契約金額を加えた額が千万円を下回ることとなるような取戻しの承認の申請を行つてはならない。

2 供託者は、前項の承認の申請をしようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする金額又は取戻しをしようとする有価証券の名称、枚数、総額面等を記載した別紙様式第六号により作成した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請に係る供託金の取戻しを承認するときは、別紙様式第七号により作成した取戻しを承認する旨の証明書を同項の承認の申請をした者に交付しなければならない。

4 第一項の承認の申請をした者が、供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書面は、前項の規定により交付された取戻しを承認する旨の証明書をもって足りる。（供託金の保管替え等）

第十四条 金銭のみをもって供託金を供託している供託者は、当該供託金に係る少額短期保険業者の本店又は主たる事務所の所在地について変更があつたためその最寄りの供託所に変更があつたときは、遅滞なく、金融庁長官にその旨を届け出なければならない。

2 金融庁長官は、前項の届出があつたときは、令第三十八條の六の権利の実行の手続又は令第三十八條の七若しくは前条の取戻しの手続がとられている場合を除き、当該供託金の供託書正本を当該届出をした供託者に交付しなければならない。

3 第一項の届出をした供託者は、前項の規定により供託書正本の交付を受けた後、遅滞なく、当該供託金を供託している供託所に対し、費用を予納して、所在地の変更後の本店又は主たる事務所の最寄りの供託所への供託金の保管替えを請求しなければならない。

4 前項の保管替えを請求した者は、当該保管替えの手続の終了後、遅滞なく、別紙様式第八号により作成した届出書に供託規則第二十一条の五第三項の規定により交付された供託書正本及び別紙様式第九号により作成した供託金等内訳書を添付して、金融庁長官に、これを提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の届出書に添付された供託書正本を受理したときは、その供託書正本の保管證書を当該保管替えを請求した者に交付しなければならない。

6 法第二百七十二條の五第九項の規定により有価証券又は金銭及び有価証券をもって供託金を供託している供託者は、当該供託金に係る少額短期保険業者の本店又は主たる事務所の所在地の変更があつたためその最寄りの供託所に変更があつたときは、遅滞なく、当該供託金と同額の供託金をその所在地の変更後の本店又は主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

7 前項の規定により供託をした者は、金融庁長官に対し、所在地の変更前の本店又は主たる事務所の最寄りの供託所に供託している供託金の取戻しの承認の申請をすることができ、この場合において、供託者は、前項の承認の申請をしようとするときは、その事由及び取戻しをしようとする金額又は取戻しをしようとする有価証券の名称、枚数、総額面等を記載した別紙様式第十号により作成した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

8 前条第三項及び第四項の規定は、第七項の取戻しの手続について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十四条第七項」と、「別紙様式第七号」とあるのは

「別紙様式第十一号」と、同条第四項中「第一項の承認」とあるのは「第十四条第七項の承認」と読み替へるものとする。

第十五条 法第二百七十二條の五第九項の規定により有価証券を供託している者は、当該有価証券についてその償還期が到来した場合において、あらかじめ、当該有価証券に代わる供託金の供託をしたときは、金融庁長官に対し、当該有価証券の取戻しの承認の申請をすることができ、

2 前項の承認の申請をしようとする者は、有価証券に代わるものとして供託した供託物の内容及び取戻しをしようとする有価証券の名称、枚数、総額面等を記載した別紙様式第十二号により作成した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

3 第十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の取戻しの手続について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、「別紙様式第七号」とあるのは「別紙様式第十三号」と、同条第四項中「第一項の承認」とあるのは「第十五条第一項の承認」と読み替へるものとする。

第十六条 金融庁長官は、令第三十八條の六第七項の規定により有価証券を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書二通を供託所に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該有価証券に代わる供託金として供託しなければならない。

3 前項の規定により供託された供託金は、第一項の規定により還付された有価証券を供託した少額短期保険業者が供託したもののみならず、

4 金融庁長官は、第二項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する少額短期保険業者に通知しなければならない。

第十七条 令第三十八條の六第二項並びに第四項及び第五項（これらの規定を令第三十八條の七第五項において準用する場合を含む。）並びに令第三十八條の七第三項並びに第三條及び第七條（これらの規定を第十二條第三項において準用する場合を含む。）に規定する公示は、官報に掲載することによつて行う。

2 前項の規定による公示の費用その他の供託金の払渡しの手続に必要な費用（令第三十八條の六第七項の換価の費用を除く。）は、還付又は取戻しの手続によつて払渡しを受ける金額に応じ、当該金額を限度として、当該払渡しを受ける者の負担とする。

第十八条 この規則に定めるもののほか、少額短期保険業者に係る供託金の供託及び払渡しについては、供託規則の手続による。

附則 この規則は、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二〇年二月八日内閣府・法務省令第一号） この命令は、平成二十年二月二十五日から施行する。

附則（平成二〇年七月四日内閣府・法務省令第二号） 抄（施行期日）

第一条 この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二七年五月二七日内閣府・法務省令第三号） この命令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年五月二十九日）から施行する。

附則（平成二九年三月二三日内閣府・法務省令第一号）

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則（令和元年六月二十四日内閣府・法務省令第二号）
この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二三日内閣府・法務省令第二号）
この命令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年六月三〇日内閣府・法務省令第五号）
この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の規定は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

別紙様式第1号（第1条関係）

別紙様式第1号（第1条関係）

（日本産業規格A4）
年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

（郵便番号 ー ）

所在地又は住所

電話番号（ ） ー

商号又は名称

氏 名

（法人等にあつては、代表者の氏名）

申 立 書

下記のとおり、保険業法施行令第38条の6第1項の規定により、権利の実行の申立てをいたします。

記

- 債権者の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所の所在地又は住所
- 債権額
- 債権発生の原因たる事実
- その他参考となる事項

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第2号（第2条関係）

別紙様式第2号（第2条関係）

（日本産業規格A4）
年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 殿

（郵便番号 ー ）

所在地又は住所

電話番号（ ） ー

商号又は名称

氏 名

（法人等にあつては、代表者の氏名）

申 出 書

下記のとおり、保険業法施行令第38条の6第2項の規定により、権利の申出をいたします。

記

- 債権者の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所の所在地又は住所
- 債権額
- 債権発生の原因たる事実
- その他参考となる事項

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第3号(第12条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

(郵便番号 ー)

本店又は主たる事務所の所在地

電話番号() ー

商号又は名称

代表者の氏名

供託金取戻承認申立書

下記のとおり、保険業法施行令第38条の7第1項の規定により、供託金の取戻しの申立てをいたします。

記

- 取戻しの事由
- 取戻しをしようとする供託物の内容(供託所名)

イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	取戻申立金額
年度金第号	円		円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第号					円	円	円
年度証第号					円	円	円

ハ 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度国第号		円	円
年度国第号		円	円

- その他参考となる事項

(記載上の注意)

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第4号(第12条第2項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号() ー

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の氏名)

申 出 書

下記のとおり、保険業法施行令第38条の7第3項の規定により、権利の申出をいたします。

記

- 債権者の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所の所在地又は住所
- 債権額
- 債権発生の原因たる事実
- その他参考となる事項

(記載上の注意)

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第5号(第12条第4項、第5項関係)

(日本産業規格A4)

供託金取戻承認証明書

1 取戻しを受ける供託者の商号、名称又は氏名及び本店又は主たる事務所の所在地

2 取戻しを受ける供託物の内容(供託所名)

イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	取戻承認金額
年度金第号	円		円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第号						円	円
年度証第号						円	円

ハ 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度国第号			円
年度国第号			円

上記のとおり証明する。

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 印

本店又は主たる事務所の所在地
殿

別紙様式第6号(第13条第2項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

登録番号 第号

(申立者が少額短期保険業者の場合に限る。)

(郵便番号 ー)

本店又は主たる事務所の所在地

電話番号() ー

商号又は名称

代表者の氏名

供託金取戻承認申請書

下記のとおり、少額短期保険業者供託金規則第13条第1項の規定により、供託金の取戻しの承認の申請をいたします。

記

1 取戻しの事由

2 取戻しをしようとする供託物の内容(供託所名)

イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	取戻申請金額
年度金第号	円		円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第号						円	円
年度証第号						円	円

ハ 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度国第号			円
年度国第号			円

3 その他参考となる事項

(記載上の注意)

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変

更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第7号（第13条第3項、第4項関係）

（日本産業規格A4）

供託金取戻承認証明書

- 1 取戻しを受ける供託者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地
2 取戻しを受ける供託物の内容（供託所名）

イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	取戻承認金額
年度金第号	円		円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第号					円	円	円
年度証第号					円	円	円

ハ 振替国債の場合

供託番号	銘柄	額	評価額
年度国第号		円	円
年度国第号		円	円

上記のとおり証明する。

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 印

本店又は主たる事務所の所在地
殿

別紙様式第8号(第14条第4項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

登録番号 第 号

(申立者が少額短期保険業者の場合に限る。)

(郵便番号 ー)

本店又は主たる事務所の所在地

電話番号() ー

商号又は名称

代表者の氏名

供託金の保管替届出書

下記のとおり、供託金の保管替えをしたので、少額短期保険業者供託金規則第14条第4項の規定により、供託書正本及び供託金等内訳書を添えて届け出ます。

記

1 本店又は主たる事務所の所在地及び供託所名

(新)

(旧)

2 位置変更年月日

(記載上の注意)

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第9号(第14条第4項関係)

(日本産業規格A4)

(第1面)

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

登録番号 第 号

(申立者が少額短期保険業者の場合に限る。)

(郵便番号 ー)

本店又は主たる事務所の所在地

電話番号() ー

商号又は名称

代表者の氏名

供託金等内訳書

1 供託金等の額

	届出後における 金額	届出前における 金額
保険業法施行令第38条の4に規定する供託金の額	円	円
供託所へ供託した供託金の額	円	円
保証委託契約の契約金額	円	円
少額短期保険業者責任保険契約のてん補限度額 (1 事故 / 期間 中)	円 / 円	円 / 円

(記載上の注意)

1 該当項目のみを記載すれば足りる。

2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

(第2面)

2 届出後における供託金の内容

(1) 供託物の内容(供託所名)

供託番号	供託金額	供託者名	新規・既存の別
年度金第 号	円		
年度金第 号	円		
年度金第 号	円		

(2) 保証委託契約

契約の相手方	契約年月日	契約期間	契約金額	新規・既存の別
			円	
			円	

(3) 少額短期保険業者責任保険契約

契約の相手方	契約年月日	保険期間の 始期及び終期	てん補限度額 (1事故/期間中)	新規・既存 の別
		～	円/円	

免責金額	廃業後の担保期間	先行行為の担保期	新規・既存の別
円			

(記載上の注意)

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第10号 (第14条第8項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

登録番号 第号

(申立者が少額短期保険業者の場合に限る。)

(郵便番号 ー)

本店又は主たる事務所の所在地

電話番号() ー

商号又は名称

代表者の氏名

供託金取戻承認申請書

下記のとおり、少額短期保険業者供託金規則第14条第7項の規定により、供託金の取戻しの承認の申請をいたします。

記

- 取戻しの事由
- 取戻しをしようとする供託物の内容(供託所名)

イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	取戻申請金額
年度金第号	円		円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第号					円	円	円
年度証第号					円	円	円

ハ 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度国第号		円	円
年度国第号		円	円

- その他参考となる事項

(記載上の注意)

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を

更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第11号（第14条第9項関係）

（日本産業規格A4）

供託金取戻承認証明書

- 1 取戻しを受ける供託者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地
2 取戻しを受ける供託物の内容（供託所名）

イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名	取戻承認金額
年度金第号	円		円

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第号					円	円	円
年度証第号					円	円	円

ハ 振替国債の場合

供託番号	銘柄	額	評価額
年度国第号			円
年度国第号			円

上記のとおり証明する。

年 月 日

金融庁長官（財務（支）局長） 印

本店又は主たる事務所の所在地

殿

別紙様式第12号(第15条第2項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 殿

登録番号 第 号
(申立者が少額短期保険業者の場合に限る。)

(郵便番号 ー)

本店又は主たる事務所の所在地

電話番号() ー

商号又は名称

代表者の氏名

供託有価証券取戻承認申請書

下記のとおり、少額短期保険業者供託金規則第15条第1項の規定により、供託有価証券の取戻しの承認の申請をいたします。

記

1 供託有価証券に代わる供託物の内容(供託所名)

イ 金銭の場合

供託番号	供託金額	供託者名
年度金第 号	円	

ロ 振替国債以外の有価証券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第 号					円	円	円
年度証第 号					円	円	円

ハ 振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価額
年度国第 号		円	円
年度国第 号		円	円

2 取戻しを受けようとする供託有価証券の内容(供託所名)

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証第 号					円	円	円
年度証第 号					円	円	円

3 その他参考となる事項

(記載上の注意)

法第272条の2第1項の登録申請書又は法第272条の7第1項の規定及び保険業法施行規則第211条の20第1項の規定による登録事項変更届出書に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

別紙様式第13号(第15条第3項関係)

(日本産業規格A4)

供託金取戻承認証明書

- 1 取戻しを受ける供託者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地
 2 取戻しを受ける供託物の内容(供託所名)

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価額
年度証番号					円	円	円
年度証番号					円	円	円

上記のとおり証明する。

年 月 日

金融庁長官(財務(支)局長) 印

本店又は主たる事務所の所在地
殿